

第 6 期竹島問題研究会設置要綱

（設置）

第 1 条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第 6 期竹島問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（活動内容）

第 2 条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

- 一 竹島問題に関する客観的な研究
- 二 竹島学習の推進のための検討
- 三 研究成果のとりまとめと県内外への発信
- 四 竹島問題啓発資料の作成
- 五 その他研究会が必要と認める活動

（研究委員）

第 3 条 研究会の委員は別表のとおりとする。

（組織）

第 4 条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は研究会を総理する。
- 3 研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4 研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

（分科会）

第 5 条 研究会に専門の事項を調査検討するための分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置及び調査検討事項は、座長が会議に諮って定める。
- 3 分科会は、座長が指定する委員及び必要に応じ知事が委嘱する専門委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。
- 6 分科会は、座長から付託された事項を調査検討し、その結果を研究会に報告する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(運営)

第7条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月30日から施行する。

別 表

阿川 美和	雲南市立吉田中学校 校長
井手 弘人	長崎大学教育学部 准教授
伊藤 尚史	島根県立大社高等学校 校長
伊藤由実子	島根県教育庁学校教育課 企画幹
植田 道	安来市立飯梨小学校 校長
内田 文恵	元松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
佐々木 茂	島根県竹島問題研究顧問、松徳学院高等学校 講師
下條 正男	島根県竹島問題研究特別顧問、島根県立大学 客員教授
塚本 孝	島根県竹島問題研究顧問、元東海大学法学部 教授
永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授
中野 徹也	関西大学法学部 教授
藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問
升田 優	島根県竹島問題研究顧問
松浦 正伸	福山市立大学 准教授